

事業主 殿

主催 神戸西労働基準協会

令和2年度 第4回 職長・安全衛生責任者教育開催のご案内

事業者は、労働安全衛生法第60条、労働安全衛生規則第40条により、職長その他労働者を直接指導又は監督する者に対し下記3記載の科目について教育を行うことが義務づけられています。一方、建設工事現場では職長を安全衛生責任者として選任することが多いとされています。つきましては、下記のとおり職長・安全衛生責任者の教育を行いますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和3年2月9日(火) 下記5の時間のとおり(8:30から受付) *開始時間に遅れると欠席扱いとなります。
 令和3年2月10日(水) 下記5の時間のとおり(8:30から受付) //
- 2 場 所 神戸西労働基準協会 研修室 (神戸市兵庫区水木通7丁目1番18号メラード大開北館2階)
 (講習会場には駐車・駐輪場はありません)
- 3 講習案内 (時間割は講師の都合等により変更することがあります。)

番号	職長・安全衛生責任者教育「事項」	講習時間	時間割
一 日 目	講習内容説明等		8:50~9:00
	① 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	2.5時間	9:00~11:50
	昼休憩		11:50~12:40
	② 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2時間	12:40~14:50
	③ その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	2時間	15:00~17:10
二 日 目	講習内容説明等		8:50~9:00
	④ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 途中昼休憩 12:00~12:50 (50分)	4時間	9:00~14:20
	⑤ 異常時・災害発生時における措置に関すること	1.5時間	14:30~16:00
	⑥ 安全衛生責任者の職務及び統括安全衛生管理の進め方	2時間	16:05~18:10
	修了証交付		18:10~



会場案内図

- 4 定 員 60名(定員になり次第締め切ります)
 なお、受講者を変更する場合は講習日の5日前までにご連絡下さい。

5 受講料・受講区分

1名につき下記のとおり(テキスト代含む・いずれも消費税込)一旦納入された受講料は返還いたしません。

区 別	職長等教育の受講者 (区分A)	職長・安全衛生責任者教育の受講者 (区分B)
	「事項」①~⑤(12時間)	「事項」①から⑥(14時間)
受講すべき科目(時間数)		
1日目の受講時間	9:00~17:10	9:00~17:10
2日目の受講時間	9:00~16:00	9:00~18:10
受講料	会 員	13,000円
	非会員	15,000円
		16,000円
		18,000円

6 受講申込方法

- 令和3年2月2日(火)までに所定の「特別教育等申込書」に必要事項を記載し、受講料を添えて神戸西労働基準協会まで申し込んで下さい。郵送及びFAXの場合、受講料は、口座振込(三井住友銀行長田支店普通預金口座3344946神戸西労働基準協会)をご利用下さい。但し、振込手数料はご負担願います。
- 受講票は、郵送での申し込みの場合、当日会場でお渡ししますが、84円切手貼付した返信用封筒の同封があれば、事前に郵送します。
- 所定の申込書はホームページからダウンロードできます。また、神戸西労働基準協会でお渡しするほか、会員事業場の方には、電話によりお送ります。但し、申込書をお渡しした場合でも定員になった場合は受付しないことがあります。

7 修了証の交付

この講習を修了された方には修了証を交付致しますので、当日はハンコをご持参願います。

8 その他

- 受講当日の遅刻又は早退者は無効とします。(時間厳守)
- 受講者は受講票を受付に提出して下さい。
- 受講者は筆記用具を必ず持参して下さい。また、会場での携帯電話はご遠慮下さい。
- 昼食は各自ご用意下さい。(昼休憩等が短いことにご留意願います。)
- 個人情報、この講習に関する事務以外は使用致しません。
- 本講習でのお問い合わせは、神戸西労働基準協会(電話078-577-5639)までお願いします。